

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月18日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	換気空調系中央制御室給気ファン(HVA3-1B)の点検時、シャフトとプーリの嵌合値に許容値外れが認められたため、プーリを交換	
2	3号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出ヘッダ(A)ベント弁(AO-3-32D)の点検時、ケーブルターミナルボックスの電線管ロックナットに欠損が認められたため、当該ナットを交換	
3	3号機	発電機密封油装置の点検時、油ろ過器本体フランジ部に油のにじみが認められたため、油ろ過器を点検・修理	
4	3号機	復水脱塩装置再循環ポンプにおいて、冷却水配管取付部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	
5	3号機	復水移送ポンプ(B)において、カップリング側メカシール部よりリーク(2滴/秒程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
6	3号機	タービン補機冷却水系における計装用及び所内用空気圧縮機等への冷却水入口ヘッダ止弁(V-36-101)の点検時、ボンネット側ガスケット着座面に著しい腐食が認められたため、当該弁を修理	
7	4号機	廃棄物処理系廃液脱塩器等の制御盤において、「シーケンサ異常」警報が発生したため、当該制御盤を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで